

東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）

（目的）

第1 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第146条から第148条の規定に基づき、オキシダントに係る緊急時（以下「緊急時」という。）における知事の措置並びにその他関連する必要な事項を定めることを目的とする。

（測定方法及び測定場所）

第2 緊急時に係るオキシダントの大気中における含有率は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第18条に規定する測定方法により測定するものとし、別表1に掲げる測定場所（以下「基準測定点」という。）で行う。

（監視）

第3 緊急時に係る大気汚染状況の監視は、基準測定点における測定結果について毎時行う。

（気象情報等の収集）

第4 緊急時に係る必要な気象情報等は、基準測定点、気象庁及び関係県から収集する。

（緊急時の区分）

第5 緊急時は、光化学スモッグ予報、光化学スモッグ注意報、光化学スモッグ警報及び光化学スモッグ重大緊急報に区分し、その状況に応じ、発令及び解除を行う。

（緊急時の発令及び解除の基準）

第6 緊急時の発令及び解除は、別表2に定める基準により行う。

ただし、日の入後の緊急時の発令措置は行わない。また、日の入時刻を過ぎれば緊急時の措置を解除することができる。

（緊急時の地域及び基準測定点）

第7 緊急時の発令及び解除は、別表3に掲げる発令地域ごとに、基準測定点の測定結果に基づき行う。

（緊急時の発令及び解除の決定）

第8 発令及び解除の決定は、光化学スモッグ予報及び光化学スモッグ注意報については、環境改善部大気保全課長又は大気保全課長があらかじめ指定した環境改善部課長級職員が行い、光化学スモッグ警報及び光化学スモッグ重大緊急報については、環境改善部長が行う。

（協力工場等）

第9 緊急時において、燃料使用量の削減（これに準ずる措置を含む。以下同じ。）を行う工場・事業場（以下「燃料削減協力工場等」という。）は、原則として施設定格能力合計1時間当たり1kL以上（重油換算）の工場又は事業場とし、揮発性有機化合物の排出を抑制する工場・事業場（以下「VOC抑制協力工場等」という。）は大気汚染防止法第17条の4揮発性有機

化合物排出施設の設置の届出をしている工場又は事業場とする。

(緊急時の措置)

第10 緊急時においては、図1に掲げる手法により、図1に掲げる機関を通じて情報の周知を行うとともに、次の各号に掲げる措置を行う。

(1) 都民に対する注意事項

光化学スモッグ注意報以上の緊急時においては、次の事項について都民に注意するよう周知する。

- ① 屋外になるべく出ないようにする。
- ② 屋外運動はさしひかえるようにする。
- ③ 光化学スモッグの被害を受けた人は、最寄りの保健所に連絡する。

(2) 光化学スモッグ予報時における協力等

光化学スモッグ予報を発令したときは、別表4の協力地域内の燃料削減協力工場等に対し、燃料使用量の削減（これに準ずる措置を含む。以下同じ。）により、ばい煙の排出量を減少するよう自主的協力を求め、自動車等を使用する者に対し、不要不急の目的により自動車等を使用しないよう協力を求める。

(3) 光化学スモッグ注意報時における勧告等

光化学スモッグ注意報を発令したときは、協力地域内の燃料削減協力工場等に対して、ばい煙の排出量の減少を図るため、燃料使用量を通常使用量の20パーセント程度削減するよう勧告するとともに、VOC抑制協力工場等に対して、揮発性有機化合物の排出を抑制するよう自主的協力を求め、自動車等を使用する者に対し、当該地域を通過しないよう協力を求める。

(4) 光化学スモッグ警報時における勧告等

光化学スモッグ警報を発令したときは、協力地域内の燃料削減協力工場等に対して、ばい煙の排出量の減少を図るため、燃料使用量を通常使用量の40パーセント程度削減するよう勧告するとともに、VOC抑制協力工場等に対して、揮発性有機化合物の排出量を削減するよう施設等の使用の制限を勧告し、自動車等を使用する者に対し、当該地域を通過しないよう協力を求める。

(5) 光化学スモッグ重大緊急報時における命令等

光化学スモッグ重大緊急報を発令したときは、協力地域内の燃料削減協力工場等に対し、ばい煙の排出量の減少を図るため、燃料使用量を通常使用量の40パーセント以上削減するよう命令するとともに、VOC抑制協力工場等に対して、揮発性有機化合物の排出量を削減するよう施設等の使用の制限を命令する。なお、自動車等を使用する者に対しては、東京都公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

(削減計画及び削減報告)

第11 第10の規定による措置を行うに当たっては、燃料削減協力工場等に対して燃料使用量の削減計画を、VOC抑制協力工場等に対しては揮発性有機化合物の排出を抑制する措置方法の提出を求める。また、緊急時の発令日毎に、協力地域内の燃料削減協力工場等が実施した燃料使用量の削減等について、VOC抑制協力工場等が実施した揮発性有機化合物の排出の

抑制措置等についてファクシミリ等により措置状況の報告を求める。

(光化学スモッグ学校情報)

第12 児童、生徒の被害を未然に防止するため、関係区市町村等に対して次に掲げる基準により、光化学スモッグ学校情報を提供する。

(1) 提供基準

基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が100万分の0.1以上である状態になり、気象条件からみてその状態が継続又は悪化すると認められるとき。

(2) 解除基準

上記の情報提供後基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が100万分の0.1未満になることが気象条件から見て明らかであるとき。

(情報の周知及び提供方法)

第13 第10及び第12に定めるもののほか、インターネット、電子メール、テレホンサービス及びファクシミリ等の電気通信設備により情報の周知及び提供を行う。

(被害発生時の調査)

第14 被害の発生時、必要な場合においては、発生地域周辺の状況調査を行う。

(区市等への協力要請)

第15 第10に規定する緊急時の措置等を行うに当たっては、関係区市町村等に対し、必要な協力を求める。

(国及び関係県との相互協力)

第16 この要綱の実施に当たっては、国及び関係県と連絡を緊密にして、適正な運用を図る。

附 則

この要綱は、昭和47年4月15日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和47年8月28日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月2日から実施する。ただし、基準測定点のうち、渋谷、中野、府中、調布及び小平については、昭和48年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和49年9月9日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和49年11月5日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和49年12月5日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和50年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和51年6月14日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年11月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

ただし、都からの情報を受けて各区市町村が実情に応じて行う大気汚染緊急時の周知（光化学スモッグ学校情報を含む。）については、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表1 基準測定点

名 称	場 所	所 在 地
千代田区神田司町	千代田区神田公園出張所	千代田区神田司町2-2
中央区晴海	都有地	中央区晴海3-6-1
港区高輪	都有地	港区高輪1-6
港区台場	港区立お台場レインボー公園内	港区台場1-3-1
国設東京新宿	新宿御苑	新宿区内藤町1-1
文京区本駒込	文京区勤労福祉会館	文京区本駒込4-35-15
江東区大島	東京都江東合同庁舎	江東区大島3-1-3
品川区豊町	品川区立戸越小学校	品川区豊町2-1-20
品川区八潮	品川区立八潮学園	品川区八潮5-11-2
目黒区碑文谷	目黒区立第八中学校	目黒区碑文谷4-19-25
大田区東糀谷	大田区糀谷・羽田地域庁舎	大田区東糀谷1-21-15
世田谷区世田谷	世田谷区役所	世田谷区世田谷4-21-27
渋谷区宇田川町	渋谷区立神南小学校	渋谷区宇田川町5-1
中野区若宮	都立鷺宮高等学校	中野区若宮3-46-8
杉並区久我山	杉並区土木部資材置場	杉並区久我山5-36-17
荒川区南千住	荒川区立第六瑞光小学校	荒川区南千住1-4-11
板橋区氷川町	板橋区立板橋第一小学校	板橋区氷川町13-1
練馬区石神井町	都立石神井公園内	練馬区石神井町5-21地先
練馬区北町	練馬区立北町小学校	練馬区北町1-14-11
足立区西新井	足立区立西新井第一小学校	足立区西新井6-21-3
葛飾区鎌倉	都有地	葛飾区鎌倉2-21-4
江戸川区鹿骨	東京都農林総合研究センター江戸川分場	江戸川区鹿骨1-15-1
江戸川区春江町	江戸川区立二之江中学校	江戸川区春江町5-3-3
江戸川区南葛西	都立葛西南高等学校	江戸川区南葛西1-11-1
八王子市片倉町	八王子市立由井中学校	八王子市片倉町553
八王子市館町	館ヶ丘団地中継ポンプ場	八王子市館町1097-66
立川市泉町	立川市役所	立川市泉町1156-9
武蔵野市関前	武蔵野市立第五小学校	武蔵野市関前3-2-20
青梅市東青梅	青梅市役所	青梅市東青梅1-11-1
府中市四谷	府中市有地	府中市四谷4-16-4
調布市深大寺南町	都立農業高等学校神代農場	調布市深大寺南町4-16-23
町田市金森	町田金森一丁目アパート	町田市金森1-22
町田市能ヶ谷	町田市立鶴川第二小学校	町田市能ヶ谷7-24-1
小金井市東町	小金井市野川クリーンセンター	小金井市東町1-7-19
小平市小川町	小平市立中央公民館	小平市小川町2-1325
福生市本町	福生市役所	福生市本町5
狛江市中和泉	狛江市有地	狛江市中和泉3-4-10
東大和市奈良橋	東大和市立第一小学校	東大和市奈良橋4-573
清瀬市上清戸	清瀬市郷土博物館	清瀬市上清戸2-6-41
多摩市愛宕	多摩市有地	多摩市愛宕1-65-1
西東京市南町	西東京市役所田無庁舎	西東京市南町5-6-13

別表 2 緊急時の発令及び解除の基準

区分	発 令 の 基 準	解 除 の 基 準
光 化 学 ス モ ッ グ 予 報	次のいずれかに該当する状態が発生したとき。 1 気象条件から見て、下三欄に規定する状態が発生することが予想されるとき。 2 オキシダントの大気含有率（容量比の1時間値とする。以下同じ。）が、下三欄に掲げる状態に近く、かつ、当該状態がさらに悪化することが予想されるとき。	次のいずれかに該当するとき。 1 左に掲げる状態がないと認められるとき。 2 左の下三欄に規定する緊急時の発令を行ったとき。
光 化 学 ス モ ッ 注 グ 意 報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が、100万分の0.12 以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	発令地域（第7の緊急時の発令を行っている地域の範囲をいう。以下同じ。）内の全ての基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が100万分の0.12 未満となり、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
光 化 学 ス モ ッ 警 グ 報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が、100万分の0.24 以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	発令地域内の全ての基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が100万分の0.24 未満であって、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
光 化 学 重 ス 大 モ ッ 急 グ 報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が、100万分の0.4以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	発令地域内の全ての基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が100万分の0.4 未満であって、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。

別表 3 緊急時の地域及び基準測定点

発令地域	基 準 測 定 点		発 令 地 域 の 範 囲
区 東 部	千代田区神田司町 中央区晴海 港区高輪 港区台場	江東区大島 江戸川区鹿骨 江戸川区春江町 江戸川区南葛西	千代田区、中央区、港区、江東区、江戸川区
区 北 部	荒川区南千住 足立区西新井	葛飾区鎌倉	台東区、墨田区、荒川区、足立区、葛飾区
区 西 部	国設東京新宿 文京区本駒込 中野区若宮 杉並区久我山	板橋区氷川町 練馬区石神井町 練馬区北町	新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
区 南 部	品川区豊町 品川区八潮 目黒区碑文谷	大田区東糀谷 世田谷区世田谷 渋谷区宇田川町	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区
多摩北部	武蔵野市関前 小平市小川町 西東京市南町	東大和市奈良橋 清瀬市上清戸	武蔵野市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市
多摩中部	立川市泉町 府中市四谷 調布市深大寺南町	小金井市東町 狛江市中和泉	立川市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市
多摩西部	青梅市東青梅	福生市本町	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村
多摩南部	八王子市片倉町 八王子市館町 町田市金森	町田市能ヶ谷 多摩市愛宕	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市

別表 4 協力地域

協力地域	発令地域	協 力 地 域 の 範 囲
東 部	区 東 部	千代田区、中央区、港区、江東区、江戸川区
	区 北 部	台東区、墨田区、荒川区、足立区、葛飾区
中 部	区 西 部	新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、 北区、板橋区、練馬区
	区 南 部	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区
西 部	多摩北部	武蔵野市、小平市、東村山市、東大和市、 清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市
	多摩中部	立川市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、 小金井市、国分寺市、国立市、狛江市
	多摩西部	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町 日の出町、奥多摩町、檜原村
多摩南部	多摩南部	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市

図1 光化学スモッグ緊急時連絡体制

